

日行連発第1753号

令和4年3月3日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

許認可業務部

部長 村山 豪彦

希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いについて（周知）

国土交通省より、今般、申請者や申請代理人の感染等による外出自粛等の影響によって、自動車の登録検査手続等の窓口への申請が遅延したため、希望番号予約済証の有効期限である30日を超過してしまうといった事例が発生していることから、この度、やむを得ない事由がある場合には、事前に各交付代行者宛に申し出を行うことにより、希望番号予約済証の有効期限を延長するよう、（一社）全国自動車標板協議会あて通知したとの案内がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

<参考>

【事務連絡】希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いについて

以上